

令和5年4月からの変更点

令和5年4月1日から保育所等の申込、利用に関して、下記の点が変更となります。必ずご確認ください。

入園申込予定のご家庭に関係すること		
変更項目	申込、利用開始日	
	令和5年3月 31 日まで	令和5年4月1日以降
利用調整基準表 (加点項目)	・育児休業の終了に伴う復職:3 点 (育児休業を延長できない場合):4 点	・育児休業の終了に伴う復職:2 点 (育児休業を延長できない場合、育児休業からの復帰に伴い申込をしたが、入所できないまま就労している場合):3 点
利用調整基準表 (加点項目)	・2 歳児クラスまでの保育所等の卒園児で、間を空けず他の園へ入園希望する場合:3 点 (小規模保育事業所の利用児童で連携施設に申込む場合):6 点	・2 歳児クラスまでの保育所等の卒園児で、間を空けず他の園へ入園希望する場合:6 点 ・市外からの転入者で、現に保育所等を利用している場合:6 点
利用調整基準表 (加点項目)	・該当項目なし	・前年度の利用調整において「受入態勢が整わない」として保留となっている場合:10 点 ※保留通知を受け取った申込年度については、受入態勢が整い次第、再度面談を案内します。
認定こども園の認定変更について	・1号認定で入所決定した際に、入所月から2号、3号への変更を可能としていました。	・1号認定で入所した場合、入所月に関しては1号から2号、3号への変更は受付しません。 (2号、3号申込者との公平性を保つため) 上記の取扱いに伴い、1号認定で入所決定した月については、新2号認定も行いません。 詳細は保育課までお問合せ下さい。 ※該当するクラス年齢に、保育認定の定員設定がない場合を除く
受付時の事務手続について	・利用調整に係る調整指数については、受付後に職員が点数を確認していました。	・受付時に、申込者と職員の双方で調整指数を確認することとしました。

利用調整基準表の変更は令和5年6月入所に係る利用調整からとなります。現在保留となっている方、申込中の方の利用調整基準についても令和5年6月入所分の利用調整から変更いたしますので、ご了承ください。

可児市 こども健康部 保育課 保育園・幼稚園係

電話番号:0574-62-1111(内線 5525、5526) E-Mail:hoiku@city.kani.lg.jp